

子ども・子育て支援新制度の適用を受ける

幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する保護者の方へ

教育・保育給付認定（教育部分を利用するための認定）の必要書類について

□教育・保育給付認定申請書（様式第1号）

新制度幼稚園・認定こども園を利用するには、必ず「**教育・保育給付認定**」の**第1号認定**を受ける必要があります。**新規入園時**に施設を通して教育・保育給付認定申請書（様式第1号）の提出をお願いします。

※お子さん一人につき1枚必要です。記入例を参考に御記入ください。

(2)副食費の免除を受けるための必要書類

幼児教育・保育の無償化に伴い、**保育部分の利用料は無償**です。

また、通園送迎費、食材料費（主食費、副食費等）、行事費などは、保護者の負担となります。

ただし、下記のお子さんは**副食費**が免除されます。

- ①年収360万円未満の世帯（市町村民税所得割額77,101円未満の世帯）のお子さん
- ②同一世帯に、小学校第3学年までのお子さんが3人以上いる場合、第3子以降のお子さん

施設等利用給付認定（預かり保育の利用の無償化のための認定）の必要書類について

預かり保育の利用料の無償化を受けるには、教育部分を利用するための「教育・保育給付認定」の1号認定とは別に、「施設等利用給付認定」の第2号・第3号認定を受ける必要があります。

詳しい詳細につきましては裏面をご覧ください。

支給限度額

〈施設等利用給付認定の預かり保育利用料〉

- ・第2号・第3号認定を受けているお子さんが支給対象です。
- ・第2号認定は月額11,300円、第3号認定は月額16,300円を上限に、日額450円に利用日数を掛け合わせた額か、実際に預かり保育に要した利用料のうち低い額が支給されます。

施設等利用給付の申請手続き

- ・第2号・第3号認定の申請は、「施設」にて受付します。
申請日以降の認定になります。遑っての申請受付は行えませんので、ご注意ください。
- ・申請書類は、施設にて配布しています（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

【手続方法】

- 1.施設から指定された期日までに、次の書類を提出してください。
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
 - ②保育を必要とする事由を証明する添付書類（就労証明書など別表1参照）
【提出対象者：保護者（父及び母（事実婚の場合を含む）など）】
※証明日から4か月以内のものが有効です。
※兄弟姉妹で2人以上同時申請する場合も1部の提出でかまいません。
- 2.施設から松島町へ書類が提出された後、松島町で審査・認定を行います。
後日、施設を通して施設等利用給付認定通知書をお渡しします。
(第2号・第3号認定を申請されても、要件に該当しない場合は、第1号認定を行います。)

施設等利用給付の請求手続き

- ・預かり保育利用料は、保護者が施設に一旦全額支払う必要があります。
施設等利用給付を受けるためには、別途請求が必要です。
- ・請求書類は、施設にて配布する予定です。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）
- ・請求の受付は利用する施設を経由して、原則「**四半期**」ごとに行います。
※4月から6月までの利用分は、7月中旬までに請求してください。
7月から9月までの利用分は、10月中旬までに請求してください。
10月から12月までの利用分は、1月中旬までに請求してください。
1月から3月までの利用分は、4月上旬までに請求してください。

【手続方法】

- 1.上記請求期間に、施設へ下記の書類を提出します。
 - ①施設等利用費請求書（償還払用）
 - ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
 - ③特定子ども・子育て支援提供証明書※②・③は、施設が保護者へ発行します。請求月まで大切に保管ください。
- 2.その後、松島町が請求書類等を審査し、請求から概ね1～2か月後に請求のあった保護者名義の口座へ支給します。
※保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」が必要です。

変更があった場合の手続き

申請内容に変更があった場合等には、手続きが必要です。

各届出書類については施設又は直接担当部署へ提出してください。

届出書類は、担当部署より配布しております。（町ホームページからのダウンロードも可能です。）

変更内容	届出書類	提出の締切
<input type="checkbox"/> 申請内容に変更があった場合 （例：住所変更、勤務先変更、家族構成変更、保育を必要とする事由の変更等）	(1)教育・保育給付認定変更申請書 (2)変更に係る添付書類	変更が生じる月の前月の20日まで
<input type="checkbox"/> 預かり保育を利用する場合 （第1号認定から、第2号認定・第3号認定へ変更する場合）	(1)子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (2)保育を必要とする事由を証明する添付書類（別表1）	変更が生じる月の前月の20日まで

申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合には、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

問合せ先：松島町教育委員会教育課学校教育班

TEL：022-354-5713

〒981-0215 松島町高城字婦命院下-19番地の1

別表 1

○保育の必要性の認定に該当する事由と添付書類一覧（松島町の場合）

保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	添付書類
①就労	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	最長、就学前まで	就労証明書 (自営業の場合は確定申告書の写し)
②妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産前8週から産後8週	出産予定日が記載された母子手帳の写し
③就学	学校または職業訓練校に在学している場合	通学期間中	在学証明書、授業のカリキュラム
④病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで (診断書に基づく)	診断書や障害者手帳の写し
⑤介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合	最長、就学前まで	診断書や療養計画書等
⑥求職活動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合	求職活動期間中	3ヵ月以内に就労証明書
⑦災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたため復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	最長、就学前まで	要相談
⑨育児休業 (既に入園している児童のみ)	育児休業取得時に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された勤務証明書

第2号・第3号認定の場合、有効期間が満了した場合、上記の理由に該当しなくなった場合、預かり保育については、無償化の対象外となります。継続して預かり保育の無償化を希望する場合には、期間満了後も保育を必要とする書類の提出が必要となります。

また、年1回現況の確認を行います（必要書類等については第2号・第3号認定を受けている方対象にご案内する予定です。）